

社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。

2018年7月掲載

「園児と一人暮らし高齢者の交流・昼食会」

穴水町内社会福祉法人連絡会

平成28年から町内6法人で穴水町内社会福祉法人連絡会を立ち上げ、穴水町の生活課題にあった活動に取り組んでいます。

そのようななか、町外の業者に委託している高齢者に対する配食サービスについて、「地元の我々で一部分でもお手伝いできるのではないか」「施設が作っている給食を、多めに作って配食すればどうか」「せつかくなら、孤食が多い一人暮らしの方には、ご希望であれば施設で園児と一緒に食事をしてもらってはどうか」との意見が出されました。今回は、準備段階から地区民生委員の協力も得て、穴水福祉会（平和こども園）と穴水町社会福祉協議会の連携で、園児との交流・給食・配食サービスを行いました。

当日は7名の高齢者が、園児たちと七夕にちなんだ交流を楽しんだのち、ランチルームで一緒に昼食を食べました。

平和こども園・日吉園長は、「以前から法人の特性を活かして、何か地域に恩返しができないかと考えていた。子どもの健やかな成長を考えたとき、今日の経験がプラスになることは間違いない。今後も継続的にこの事業を行いたい」と話しておられました。



配食を希望された方には、あたたかいメッセージを添えお弁当を配りました。



穴水町内社会福祉法人連絡会では、これからも、買い物支援など6法人の協働によるさらなる取組みについて、話し合いを重ねていく予定です。



昼食は、七夕にちなみ天の川をイメージしたちらし寿司。「こんな彩り豊かで、楽しい食事は久しぶり」



満面の笑みで、歌にあわせて園児と手遊びをする高齢者たち。

【問い合わせ】穴水町社会福祉協議会 TEL0768(52)0378

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇